

おいしい山形推進機構賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、おいしい山形推進機構規約（以下「規約」という。）第10条に定める賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

(加入)

第2条 賛助会員に加入する者は、賛助会員加入申込書（別記様式）を機構会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(会費)

第3条 賛助会員の年会費は次のとおりとする。

- (1) 一般賛助会員 1口 5,000円
 - (2) 特別賛助会員 協議により会長が決定する額
- 2 既納の会費は、事由の如何を問わず返還しないものとする。

(脱退)

第4条 賛助会員が脱退しようとするときは、書面をもってその旨を会長に申し出るものとする。

(賛助会員の特典)

第5条 一般賛助会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 山形県農産物等統一キャッチフレーズ「おいしい山形」、シンボルマーク「ペロリン」の広報目的での自由使用
- (2) おいしい山形販促資材の無償提供
- (3) おいしい山形ホームページでの情報発信

(附則) この規定は平成18年10月3日より施行する。